

食品用器具及び容器包装の規格（その1）

はじめに

食品用の器具及び容器包装は、食品を衛生的に保護するために使用されるもので、食品の長期保存が一般的となってきた今日では、必要不可欠な用具となってきました。古くは木、土器、植物の皮あるいは葉に始まる包装材料も、今日では合成樹脂、紙、ガラス、陶磁器、金属と多種多様になっています。とりわけ合成樹脂については、戦後の石油化学工業の著しい進歩を背景に、様々な材質・形態を持つものが食品分野にも進出してきております。これらの包装材料に対する法規制もまた、新素材の開発・商品化に伴い、たび重なる改正を経て今日に至っております。以下に、食品衛生法に基づく食品用器具及び容器包装の規格の概要について紹介します。

器具及び容器包装とは

食品衛生法では、食品用資材を器具と容器包装に分類し、それぞれ下表のように定義づけています。

器具	飲食器、割ぼう具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ、食品又は添加物に直接接触する機械、器具その他の物。ただし、農業及び水産業における食品の採取の用に供される機械、器具その他の物は含まない。
容器包装	食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受する場合そのまま引き渡す物。

上記の分類は、鍋・皿・コップ・サジ等のように繰り返し使用するものを「器具」、ラップやジュースの瓶などのように一回限りしか使用しないものを「容器包装」と解釈すれば分かり易いでしょう。

食品衛生法の三条項

食品衛生法における食品用器具及び容器包装に関する基本三条項を下表に示します。

第八条	営業上使用する器具及び容器包装は、清潔で衛生的でなければならない。
第九条	有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは附着して人の健康を害う虞がある器具若しくは容器包装又は食品若しくは添加物に接触してこれらに有害な影響を与えることにより人の健康を害う虞がある器具若しくは容器包装は、これを販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、又は営業上使用してはならない。
第十条	厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供し、若しくは営業上使用する器具若しくは容器包装若しくはこれらの原材料につき規格を定め、又はこれらの製造方法につき基準を定めることができる。（2項省略）

上記のうち、第十条では必用に応じて厚生労働大臣が規格を定めるとされていますが、紙、塗料・接着剤等未だ規格の定められていないものも少なくありません。これらを食品用器具及び容器包装に使用して衛生上の問題が発生した場合は、全面的に製造者が責任を追及されることになります。

食品、添加物等の規格基準

前述の食品衛生法第十条及び食品・添加物の規格基準の設定について規定した同法第七条に基づいて作成された規格基準として「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）があります。同規格基準は、「第1食品」、「第2添加物」、「第3器具及び容器包装」、「第4おもちゃ」および「第5洗剤」の5章で構成されています。このうち食品用器具及び容器包装の規格に係る「第3器具及び容器包装」は、さらに下表の6部に分けられています。

A	器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格 (金属中の鉛・アンチモン含有量や使用着色料, フタル酸エステル(平成14年8月2日付の厚生労働省告示第267号にて新たに追加・制定された。)等の制限)
B	器具又は容器包装一般の試験法
C	試薬, 試液等
D	器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格 1 ガラス製, 陶磁器製又はホウロウ引きの器具又は容器包装 2 合成樹脂製の器具又は容器包装 (全種類の合成樹脂に共通して適用される「一般規格」とポリエチレン・ポリスチレン等の特定の合成樹脂に適用される「個別規格」があります。) 3 ゴム製の器具又は容器包装 4 金属缶 (乾燥した食品以外の食品を内容物とする金属缶に適用されます。)
E	器具又は容器包装の用途別規格 1 容器包装詰加圧加熱殺菌食品の容器包装(いわゆるレトルトパウチ) 2 清涼飲料水の容器包装 (ガラス製・金属製・合成樹脂製・合成樹脂加工紙製・合成樹脂加工アルミニウム箔製の各容器包装及び組合せ容器包装に分類されています。) (3.4.5省略)
F	器具及び容器包装の製造基準

乳等の器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の規格

一般食品用の器具及び容器包装は、「食品、添加物等の規格基準」に従いますが、「乳及び乳製品」の器具及び容器包装は「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」（昭和26年厚生省令第52号）に基づく「乳等の器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準」として規格化されています。

同規格基準のうち容器包装に関する規格は、牛乳・はっ酵乳・調整粉乳等、乳等の種類により使用できる材質が決められており、その材質によりそれぞれ試験項目等が定められています。使用できる合成樹脂としてポリエチレン・ポリスチレン・ポリエチレンテレフタレートの種類だけであり(一部例外もあります。),また一般食品用の器具及び容器包装の規格と比較すると基準値が厳しいなど高水準の材質が要求されています。

以上、今回は食品衛生法に基づく食品用器具及び容器包装の規格の概要を述べましたが、各規格の詳細につきましても、今後順次ご紹介させていただく予定です。